

平成23年度第1回小金井市廃棄物減量等推進審議会次第

1 開 会

2 議 題

(1) 報告事項

ア 平成22年度可燃ごみ処理の状況について

イ 平成23年度可燃ごみ処理に係る支援の状況について

(2) 平成22年度ごみ・資源物処理量及び廃棄物会計について

(3) その他

燃やすごみの処理量の昨年度との月別の比較について

単位：トン

項 目	平成22年度			平成23年度			比較増減量 (G = F - C)	比較増減率
	合 計 (C = A + B)			合 計 (F = D + E)				
	家庭系(A)	事業系(B)		家庭系(D)	事業系(E)			
4月	1,063.2	83.5	1,146.7	1,047.6	56.0	1,103.6	△ 43.1	△ 3.76%
5月	1,184.1	64.6	1,248.7	1,098.4	59.6	1,158.0	△ 90.7	△ 7.26%
6月	1,237.7	65.1	1,302.8	1,076.5	58.1	1,134.6	△ 168.2	△ 12.91%
7月	1,233.3	62.7	1,296.0	1,061.8	57.3	1,119.1	△ 176.9	△ 13.65%
8月	1,097.2	59.1	1,156.3	1,082.9	58.9	1,141.8	△ 14.5	△ 1.25%
9月	1,063.8	64.9	1,128.7			0.0		
10月	1,125.0	57.4	1,182.4			0.0		
11月	1,162.3	64.9	1,227.2			0.0		
12月	1,213.2	64.0	1,277.2			0.0		
1月	1,044.4	53.6	1,098.0			0.0		
2月	914.2	52.5	966.7			0.0		
3月	1,048.6	59.4	1,108.0			0.0		
合 計	13,387.0	751.7	14,138.7	5,367.2	289.9	5,657.1	△ 493.4	△ 8.02%

平成23年度 可燃ごみ処理の支援状況について

単位：t

支援先	処理委託期間	処理委託料 (円/t)	支援量 (搬入上限)	搬入量 (見込)	8月31日までの 搬入量(実績)	備考(構成市等)
多摩川衛生組合(第2ブロック)	平成23年4月1日～ 平成24年3月31日	48,000	8,000	8,000	5,367	稲城市・狛江市・府中市・ 国立市
合計			8,000	8,000	5,367	

事 務 連 絡  
平成23年5月20日

小金井市ごみゼロ化推進会議  
委員各位

ごみ対策課長 柿崎 健一  
(公印省略)

### 平成23年度一般家庭生ごみ水切り実験モニターの募集について

ごみゼロ化推進会議委員の皆様におかれましては、平素よりごみ減量施策への取組みにご理解、ご協力を賜り深く感謝申し上げます。

平成23年度一般廃棄物処理計画に掲げたごみ減量計画及び達成に向けて新たに実施する施策とした「水切り実験モニターを募り、一般家庭における生ごみ水切り効果の検証を行い、その効果を持って、更なるごみ減量の推進をはかる。」の実施にあたり、ごみゼロ化推進会議委員よりモニターをご選出いただきたく、別紙、水切り実験モニター登録者名簿により、各部会より概ね3割程度の割合でご推薦いただきたいと考えております。その他、実施要領につきましては、下記のとおりです。

### 記

#### 1 実施期間

- (1) 第1期：平成23年 6月16日から 7月5日までの内10日間以上
- (2) 第2期：平成23年 7月16日から 8月5日までの内10日間以上
- (3) 第3期：平成23年10月16日から11月5日までの内10日間以上
- (4) 第4期：平成24年 1月15日から 2月5日までの内10日間以上

#### 2 方法

- (1) 市が支給する水切り袋を用い、排水溝または三角コーナーから取り出した状態（普段燃やすごみとして出している状態）で計量する。
- (2) 水切り袋を絞り、ふたたび計量し、除水分量を確認する。

#### 3 記録方法

別紙、実験調査票に従い記載願います。

#### 4 その他

##### (1) 提出方法

ご推薦いただいたモニター各位には、予め返信用封筒をお預けしますので、お手数ですが調査終了後、その都度（期毎に）投函願います。

##### (2) 計量器の貸し出し

調査に必要となる計量器をお持ちでないモニター参加者には、市より計量器を貸し出しますので、登録者推薦名簿に計量器所持の有無を記載願います。

《連絡先》

ごみ対策課減量推進係 担当 石阪 電話042-387-9835

# 水切りモニターの皆様へ

この度は、一般家庭生ごみ水切り実験モニターにご応募いただき、ありがとうございます。つきましては、平成23年度水切りモニター実施に伴います配布物について、下記のとおりご確認いただきたく、ご案内いたします。

## 記

### 1 事務連絡

平成23年5月20日付け事務連絡

「平成23年度一般家庭生ごみ水切りモニターの募集について」

### 2 実験調査票

平成23年度一般家庭生ごみ水切り実験調査票 4枚(4期分)

※《自由記入欄》4枚

### 3 返信用封筒 4枚

(調査票及び自由記入表を同封し、調査終了後、各期毎にご返信ください。)

### 4 水切りネット

「水切りゴミ袋」5枚入り×20袋(セット) 100枚

### 5 貸し出し計量器

希望者のみに貸し出し あり・なし

# 生ごみ等の循環型まちづくり推進事業委託仕様書

## 1 委託件名

生ごみ等の循環型まちづくり推進事業委託

## 2 委託期間

契約締結の日の翌日から平成24年3月31日までとする。

## 3 業務の目的

本業務は、生ごみ等の循環型まちづくり推進事業といい、小金井市のごみの排出に係る現状を熟知することや全国の生ごみ等の有効利用事例等やリサイクル状況を調査・研究することにより、本市に最適かつ実現可能な総合的なごみ循環型モデルの検討や生ごみ等の循環型モデル事業化シナリオの提案を目的とする。

なお、本事業は、国の緊急雇用創出事業臨時特例交付金を活用して行う緊急雇用創出事業であり、ごみ減量施策について市民活動・市民協働、または人と人のつながり、人がこのまちを誇りに思えるという視点を持つまちづくりを推進し、かつ現実可能性が高く確実に成果を出せること、また費用対効果という経済性も考慮に入れた現行ごみ減量施策の再構築につながることを期待するものである。

## 4 業務の内容

- (1) ごみ減量・有効利用システム及び事例調査
- (2) 総合的なごみ循環型モデルの検討
- (3) 関係者ヒアリング・意見交換
- (4) 生ごみ等循環型モデル事業化シナリオの提案
- (5) 現行業務見直しの検討と提案
- (6) その他

## 5 成果品

- (1) 生ごみ等の循環型まちづくり推進事業報告書 A4版製本、約100頁程度、100部
- (2) 上記電子データ 1式 (PDF版及びHTML版:CD-ROM渡し) ※受託者のホームページに掲載するため

## 6 成果品の審査

受託者は、業務完了時に委託者の審査を受けなければならない。その結果、訂正を指示されたものについては、訂正しなければならない。

## 7 引き渡し

成果品の審査に合格後、成果品一式納品し業務の完了とする。

## 8 履行場所及び納入場所

成果物は、平成24年3月21日（水）午後3時までにごみ対策課執務室に納入すること。

## 9 現行業務見直しの検討と提案

小金井市のごみ減量施策についての懸案事項は以下のとおりである。受託者は、以下の懸案事項について解決に向けた総合的な検討をし、見直し等の提案しなければならない。この場合、実現可能性、市民の利便性のほか費用対効果を十分に勘案しなければならない。

- (1) 3Rの優先順位、特に発生抑制の具体的方法の提案について
- (2) 生ごみ処理（堆肥化、HDM含む）の有り方について
- (3) 家庭用・事業用及び集合住宅等の生ごみ処理機の普及について
- (4) 市民が生ごみ等を自己処理している場合等（施策に基づくもの等）について
- (5) 現行のごみ・資源の分別方法・収集品目について
- (6) 現行の収集方法、収集回数について
- (7) 集団回収を含む資源回収の有り方（集合住宅の扱い含む）、拡大の方法について
- (8) 資源回収拠点（販売事業者の店頭回収等の独自処理）の拡大方法について
- (9) 古紙抜き取り業者の排除の方法について
- (10) 単身世帯等の集合住宅のごみ分別を徹底させる方法について
- (11) レジ袋削減の取組みの方法について
- (12) ざつがみの分別の徹底の方法について
- (13) 生ごみ水切りの徹底の方法について
- (14) 燃やさないごみの減量施策について
- (15) 小中学生に対するごみ減量教育の徹底の方法について
- (16) 市民のごみに対する意識の向上方法（市民向けごみ分別のための広報ビデオ概要等）について
- (17) 剪定枝の分別方法・回収方法について

## 10 業務遂行のための受託者の義務

(1) 本事業は、今後の小金井市の総合的なごみ行政の重要な参考となるものであるから、受託者は、小金井市の環境的な諸条件、廃棄物処理等の実情、費用対効果等の経済性効率性、環境配慮等を踏まえて、幅広い視点から有効かつ実現可能なごみ減量施策を提案しなければならない。

(2) 受託者は、契約締結後早急に企画計画書を提出しなければならない。具体的内容は、①調査方針について（対象、内容、方法、体制等）、②基本方針について（ごみ減量施策、循環型まちづくり・市民協働、集団回収、3R、低炭素社会、新たな発想・視点等の今日的なキーワードについて基本的考え等）、③行程表について等の企画計画書を提出し、委託者の承認を受けなければならない。また、企画計画書に変更が生じた場合についても委託者の承認を得なければならない。

(3) 受託者は、委託者との打合せ会議（月1回以上、約10回）、関係者ヒアリング・

意見交換などその他の会議等の実施について、記録を取り会議録（要点記録可）を作成しなければならない。受託者は、会議録を委託者に提出しなければならない。

(4) 受託者は、必要な資料の収集、調査、関係会議は自らが企画して行わなければならない。委託者が保有する資料については、資料一覧表を作成して委託者に請求することができる。委託者保有の資料は、業務完了後は速やかに返却しなければならない。

(5) 現状のごみ減量施策等を熟知していなければならない。

(6) ごみ減量施策については、市民の理解と協力が必要不可欠である。事業の実施にあたっては市民協働の観点から次の事項に配慮しなければならない。

ア 過剰包装の防止など発生抑制等の観点から、販売事業者の意見を聴く機会を設けること。

イ ごみ減量に関係する市民団体等を含めて、市民の意見を聴く機会を設けること。

ウ この事業は、緊急雇用創出事業として事業費の50%以上を新規雇用の失業者の person 費に充てることが義務づけられている。これらの人員は、研究調査員として重要な役割を果たすことになるため、採用については次によることが望ましい。

a 一名以上は、小金井市民とすることが望ましい。

b 予断を持たずに小金井市に有効なごみ減量施策を幅広く検討することとなるため、ごみ減量施策について特定の見解を有している団体等に所属していない人が望ましい。

c 募集は公開（公共職業安定所ハローワーク等、市はホームページ等に掲載の予定）のうえ、調査能力等を公平公正に審査して人選することが望ましい。

## 11 予算内容（委託料を含む）

(1) 人件費

(2) 研修費

(3) 旅費・交通費

(4) 一般管理費・諸経費

(5) 報告書作成費（100頁程度、100部印刷）

(6) その他

○東京都緊急雇用創出事業実施要綱及び東京都緊急雇用創出事業実施要領を順守すること。

○主任研究員（専従職員）と調査研究員（新規雇用者）を配置しなければならない。新規雇用する労働者（調査研究員）の募集に当たっては、公共職業安定所への求人申込み等、募集の公開を図ること。

○主任研究員は管理者とし本事業の総合的指揮をすることとし、契約締結後、すみやかに委託者へ報告すること。また、調査研究員（新規雇用）の雇用は6箇月以内の雇用契約更新により2人ずつとカウントすること。

○事業費に占める新規雇用する失業者に係る人件費の割合は、2分の1以上としなければならない。

○燃やすごみと燃やさないごみの組成分析調査を実施すること。組成分析調査は燃やすごみ、燃やさないごみ各4検体、合計8検体（1検体あたり、サンプル約200KG）と

すること。なお、調査方法は湿ベースで行い、検査項目は平成17年実施の小金井市一般廃棄物処理計画に準じることとする。

○研修費は、調査研究員は全員、3R低炭素社会検定（3R低炭素社会検定実行委員会）等の研修を受講するための予算を含めること。

○全国の生ごみ等の有効事例調査は、20か所以上とし、出張旅費等の調査費用は受託者で用意すること。

○関係者ヒアリング・意見交換は、販売事業者2回以上、ごみ関係の市民団体等2回以上実施すること。ヒアリング・意見交換会は会議録（要点記録可）を作成し、委託者に随時報告すること。

○意見交換会資料作成費や事務諸経費は一般管理費・諸経費として受託者で用意すること。

○緊急雇用創出事業の経理に当たっては、会計帳簿を備え、他の経理と明確に区分して収入額及び支出額を記載し、用途を明らかにしておかなければならない。経理処理において、その支出の内容を証する書類を整備し、受託者が都で報告するための書類の作成は、受託者ですること。

## 12 契約代金の支払い

契約代金の支払いは業務完了後一括払いとする。

## 13 委託契約の実施に際しての順守事項

(1) この委託業務は、別添の東京都緊急雇用創出事業実施要綱及び東京都緊急雇用創出実施要領に基づき実施するものであり、上記の実施要綱及び実施要領の内容を十分に理解した上で契約を履行すること。

(2) 受託者は、契約締結前に、「緊急雇用創出事業委託契約等の計画書」（別紙「第1号様式」。以下「計画書」という。）を作成及び提出し、委託者の承認を受けなければならない。

(3) 受託者は、計画書の作成に際して、委託者の指示に基づき、次の様式を使用すること。第1様式の2を使用すること。計画書の作成に際しては、「事業額（基金）に占める新規雇用の失業者に係る人件費の割合」を計画書に定める割合以上に設定すること。

(4) 人件費等の経費は労働条件、市場実勢を踏まえ、適切な水準とすること。

(5) 受託者は、作成した計画書に記載した事項を達成するよう努めるとともに、計画達成のために委託者から指導等があった場合にはこれに従うこと。

(6) 受託者は、事業の完了届の提出にあわせ、「緊急雇用創出事業委託契約等の実績報告書」（別紙「第2号様式」。以下「実績報告書」という。）を提出しなければならない。

(7) 実績報告書は、第2号様式の2を使用すること。

(8) 受託者が事業の実施に当たり前記各号の規定に反した場合には、委託者は、委託契約額の一部又は全部を返還させる権利を有するものであること。

## 14 業務情報及び個人情報等保護の順守事項

- (1) 受託者は、本契約の履行により知り得た業務内容を一切他に漏らしてはならない。また、本契約の履行後または解除後も同様とする。
- (2) 受託者は、本事業により知り得た個人情報を一切第三者に提供してはならない。
- (3) 受託者は、個人情報を委託者が指示する目的以外に使用してはならない。
- (4) 受託者は、本業務の履行について、業務の全部または主要な部分を第三者に委託してはならない。
- (5) 受託者は、本業務に関する個人情報を複写または複製してはならない。
- (6) 受託者は、本業務に関する個人情報について、保有の必要がなくなった時点で速やかに破棄または消去しなければならない。
- (7) 受託者は、データの取扱いに当たっては、データの保護管理体制について必要な規定を設け、適切な管理を行い、個人情報の紛失、棄損、改ざん、漏えい等の事故を防止しなければならない。また、上記の事故が発生したときは、遅滞なく報告しなければならない。
- (8) 受託者は、その責に帰する事由により、業務の履行に際し、個人情報等の保護に関して市または第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

## 15 その他

- (1) 受託者が本事業遂行過程で作成した資料等は市に帰属するものとし、逐次提出しなければならない。
  - (2) 本事業を進めるにあたっては、緊急雇用創出事業の趣旨を十分に理解して業務遂行しなければならない。
- 不明な点については、本事業の委託趣旨に基づき双方の協議により別途定めるものとする。

# 生ごみ等循環型まちづくり推進事業委託企画書

## 1. 基本方針

小金井市のごみ処理・資源化の現状及び課題を把握するとともに、全国的な生ごみ等の有効利用事例等やリサイクル状況を調査・研究し、小金井市に最適かつ実行可能な総合的なごみ循環モデルの検討や生ごみ等の循環型モデル事業化シナリオを提案する。

その場合、資源化においては、行政回収ばかりでなく、住民主体の生ごみの自家処理、集団回収、スーパー等が主体で実施している販売店回収などについても視野に入れる。またリサイクルだけではなく発生抑制や再使用まで含む3R全体について検討する。さらに、資源の有効活用については、低炭素社会をめざすという観点から、地域循環圏など身近な循環に留意して検討するものとする。

事業の進め方は、市民・事業者との協働での取組となるよう市民及び事業者と協働について検討する。

## 2. 調査方針

小金井市のごみ処理・資源化の課題を整理した上で、参考となり得る事例調査を実施し、小金井市に導入可能なモデルを検討する。モデルの検討に当たっては事業者、市民団体等のヒヤリングを実施する。

### (1) ごみ減量・有効利用システム及び事例調査

既存データ及び担当者のヒヤリングを通して、小金井市の課題を整理して、調査すべきテーマ及び調査先の検討を行う。調査に当たっては、実施状況ばかりでなく、実施までの手順についても把握する。

対象：全国の生ごみ資源化を中心とした資源化等の取組 20カ所以上

内容：資源化等の現状及び実施までのプロセス

方法：文献及びインターネットで把握した上で、小金井市にとって重要と思われるところに連絡をとり、現地にて調査を実施

実施体制：調査員1~2名（緊急雇用含む）

### (2) 総合的なごみ循環モデルの検討

事例調査等の結果をもとに、総合的なごみ循環モデルを検討する。また、ごみ種別の量を把握するために、組成調査を実施し、その結果を踏まえたものとする。

対象：小金井市の家庭一般廃棄物

内容：事例調査等の内容をもとに、小金井市の総合的なごみ循環モデルを検討

方法：事例調査の内容や他の取組事例等から検討し原案を作成

実施体制：社内担当者、また必要に応じて全社的な検討を行う

### (3) 関係者ヒヤリング・意見交換

販売事業者及びごみ関係の市民団体等

総合的なごみ循環モデル案をもとに販売事業者及び市民団体のヒヤリングを行う。

対象：小金井市内の販売事業者及び市民団体等

内容：販売事業者については、簡易包装、ノーレジ袋、拠点回収、及び上記で検討した「総合的なごみ循環モデル」案等について市民団体等に意見を伺う。

方法：対象者は市との協議の上決定し、直接連絡して日時を決定し行う。

実施体制：担当者 2 名（緊急雇用含む）

### (4) 生ごみ等循環型モデル事業化シナリオの提案

生ごみに関しては、これまでの経緯を踏まえモデル事業化のシナリオを検討する。

対象：小金井市の一般廃棄物の生ごみを中心とした資源化

内容：(2) で検討したモデルの中で、生ごみ等について事業化のシナリオを検討する。

方法：事例調査の内容や他の取組事例等から検討し原案を作成する

実施体制：社内担当者、また必要に応じて全社的な検討を行う。

### (5) 現行業務見直しの検討と提案

以上を踏まえ、現行業務から目指すべき総合的なごみ循環モデル事業へ向けた業務の見直し等について検討、提案する。

対象：小金井市の一般廃棄物の全般

内容：(2) で検討したモデルを実現するために改善すべき内容について個別に方策を検討する。

方法：調査事例や他の自治体の取組等を参考にし、原案を作成する

実施体制：社内担当者、また必要に応じて全社的な検討を行う。

### 3. 工程表

	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
ごみ減量・有効利用システム及び事例調査	← 課題等の整理・事例選定・調査・まとめ →								
総合的なごみ循環モデルの検討			← 組成調査 →		← ごみ循環モデルの検討 →				
関係者ヒヤリング・意見交換						← →			
生ごみ等循環型モデル事業化シナリオの提案					← ごみ循環モデルの検討 →				
現行業務見直しの検討と提案							← →		